

地域包括支援センター

4月から始まった「地域包括支援センター」は、地域における高齢者やその家族の総合相談や支援、介護予防マネジメントなどを行う中核機関です。医師やケアマネジャーなどで組織された地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターが中立・公正な運営ができるように支援していきます。

これまで高齢者福祉の地域拠点として展開してきた「在宅介護支援センター」の機能を生かしつつ、介護保険制度に的確に対応するため、在宅介護支援センターを充実、強化、改編し、日常生活圏域ごとに市内に4か所設置しました。

地域包括支援センター運営協議会

中立・公正な
運営の支援

地域包括支援センター

<事業内容>

- ・地域の高齢者の総合相談
- ・専門的な相談への対応
- ・高齢者虐待の防止や早期発見
- ・高齢者一人ひとりに対応したケアマネジメント

ネットワークの構築

地域における多様な社会資源をネットワーク化

- ・介護サービス事業者
- ・ケアマネジャー
- ・医療機関
- ・福祉団体
- ・NPO法人
- ・民生委員 など

必要に応じたサービスの提供や支援

市民

【袋井南・高南・笠原地区】

袋井南部地域包括支援センター
場所 袋井市高尾1468（居宅介護支援センター紅紫萩内）
☎43-0041

【三川・今井・山梨・宇刈地区】

袋井北部地域包括支援センター
場所 袋井市宇刈850-1（特別養護老人ホーム明和苑内）
☎43-5230

本紙3月15日号3ページでお知らせした「袋井北部地域包括支援センター」と「袋井中部地域包括支援センター」、「浅羽地域包括支援センター」の電話番号が変わりました。

【浅羽東・西・南・北地区】

浅羽地域包括支援センター
場所 袋井市浅羽4140（居宅介護支援センター紫雲の園内）
☎23-0780

【袋井東・西・北地区】

袋井中部地域包括支援センター
場所 袋井市久能2914-1（特別養護老人ホーム萬松の里内）
☎49-5022



高齢者のための健康サービス

☎健康づくり推進課健康指導1係 ☎42-7275 健康指導2係 ☎23-9222

サービスの種類	サービスの内容
健康教育 検診結果の説明会	基本健康診査・総合検診・職場健診などを受けた方を対象に、検診結果の見方や生活習慣病予防の講話・説明を行います。
健康相談 定例健康相談 でんわ健康相談	第1水曜日に保健師、栄養士が個別の相談に応じます（偶数月は袋井保健センター、奇数月は浅羽保健センター）。 月～金曜日（午前8時30分～午後5時15分、祝日は除く）電話による健康相談に応じます。
健康診査 基本健康診査	40歳以上の方を対象に、血圧測定、血液検査、尿検査、診察、心電図検査、肝炎ウイルス検査、腹囲測定（64歳以下）などを行い、生活習慣病の予防と早期発見を図ります。65歳以上の方には、基本チェックリストの問診など生活機能評価を行います。
がん検診	40歳以上の方を対象に胃がん・肺がん・大腸がん検診、40歳以上の男性を対象に前立腺がん検診、30歳以上の女性を対象に乳がん検診、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を行い、疾病予防や早期発見を図ります。
歯周疾患検診	歯周疾患の予防と早期発見のため40歳以上の方を対象に歯ぐきのチェックや歯科指導を行います。
結核検診	65歳以上の方を対象に、胸部レントゲン検査を行い結核の早期発見を図ります。
骨密度健診	骨粗しょう症の予防と早期発見のため40～77歳の節目の年齢の方を対象に骨密度測定や医師の講話などを行います。



介護予防・居宅サービス

☎️☎️いきいき長寿課介護保険係 ☎️44-3152 福祉課福祉係 ☎️23-9213

	サービスの種類		サービスの内容(2)
	要支援1・2の方	要介護1~5の方	
介護予防・居宅サービス	介護予防訪問介護	訪問介護	日常生活に支障のある方を対象に、身体介護や家事援助のためのホームヘルパーを派遣します。
	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	お宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	介護予防訪問看護	訪問看護	看護師などがお宅を訪問して療養上の介助や必要な診療の補助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などがお宅を訪問して、理学療法、作業療法、そのほか必要なリハビリテーションを行います。
	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などがお宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
	介護予防通所介護	通所介護	日帰り介護施設などに通所する方に、入浴、食事の提供や機能訓練などを行います。
	介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院などに通所してくる方に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行います。
	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護(ショートステイ)は、特別養護老人ホームに短期入所し、施設で入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の介助、機能訓練を行います。
	介護予防短期入所療養介護	短期入所療養介護	介護老人保健施設、療養型病床群などに短期入所し、施設で看護・医学的に、介護、機能訓練、医療、日常生活上の介助を行います。
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入所している方に、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活の介助、機能訓練、療養上の介助を行います。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具(車いす、特殊寝台など)を貸し出します。	
特定介護予防福祉用具購入費補助	特定福祉用具購入費補助	入浴または、排せつのための福祉用具(特殊尿器など)の購入費を補助します(90,000円/年度)。	
介護予防住宅改修費支給	住宅改修費支給	手すりの取り付け、段差解消などの住宅改修の費用を支給します(限度額180,000円)。	
地域密着・地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	自宅で生活し今まで通所介護を利用して比較的に自立している認知症高齢者について、デイサービスセンターなどで日常生活の介助を行います。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	心身の状況や環境に応じて本人の選択で、お宅やサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊して、その拠点で入浴、排せつ、食事などの介護そのほかの日常生活上の介助や機能訓練を行います。
	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	要介護者であって認知症の高齢者を対象に、共同生活を営む住宅で入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の介助や機能訓練を行います。
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		介護などの日常生活上の介助や機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。
	介護老人保健施設(老人保健施設)		看護、医学的管理下における介護や機能訓練、そのほかの必要な医療や日常生活上の介助を行います。
	介護療養型医療施設(療養型病床群)		療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの介助や機能訓練、そのほか必要な医療を行います。

(2)「要支援1・2」と「要介護1~5」の方ではサービス提供方法が異なる場合があります。

その他の福祉サービス

☎️☎️いきいき長寿課長寿福祉係 ☎️44-3121 福祉課福祉係 ☎️23-9213

サービスの種類	サービスの内容
緊急通報システム機器貸与	65歳以上で一人暮らしの方などに、ペンダント型発信機などの緊急通報機器を無料で貸し出します。
高齢者福祉電話	65歳以上で低所得の一人暮らしの方に電話を貸し出します(基本料金は市が負担)。
日常生活用具の購入費助成	65歳以上で低所得の一人暮らしの方が、火災報知器や自動消火器、電磁調理器を購入する場合、助成します(所得により助成額が異なります)。
寝具の洗濯サービス	65歳以上で3か月以上在宅で寝たきりの方の寝具洗濯乾燥サービスを行います(7月、12月)。
はり・きゅう・マッサージの施術費助成	70歳以上の方がはり・きゅう・マッサージの施術を受けた時、1回1,000円を助成します(5回/年度)。
プール使用料助成	60歳以上の方が袋井・浅羽B&Gプールや月見の里学遊館水玉プールの回数券を購入する時、1回1,000円を助成します(2回/年度)。
生きがい対応型デイサービス	60歳以上の一人暮らしの高齢者や昼間一人での多い高齢者を対象に、公民館で歌やレクリエーションなどを行います。
養護老人ホーム	環境的・経済的な理由などにより、養護が必要な高齢者が入所できます。